平成２２年（フ）第４１５号
静岡市清水区清水町10番９号
破産者　芝　　康
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７４号
静岡県浜松市東区植松町51番地の１
破産者　茗荷　貴徳
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
静岡県浜松市西区篠原町21884番地の３、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目51番26号
破産者　松永　大樹
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
名古屋市港区南十一番町２丁目16番地　ラフィネ南十一番402号
破産者　佐保　和繁
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０５号
名古屋市天白区中平５丁目1601番地
破産者　長谷川泰夫
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６６号
愛知県尾張旭市城前町上大道4081番地
破産者　髙原正樹こと　鄭　　正樹
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７０号
愛知県清須市朝日天王50―２　マンション有花里101号川岸方、住民票上の住所愛知県あま市中萱津親牧23番地１　アベニュー萱津804号
破産者　山本　宏充
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０１号
名古屋市中区丸の内２丁目14番32号　ライオンズシティ丸の内1305号
破産者　李　　陞銀
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９４号
愛知県知多郡武豊町字塩田188番地３　ハイドリーム塩田301号
破産者　宮崎　　昭
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０７号
名古屋市昭和区八事富士見801番地　ライオンズマンション八事ガーデン壱番館902号、住民票上の住所名古屋市昭和区戸田町２丁目18番地
破産者　伊藤　玲子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２８号
大阪府岸和田市野田町２丁目17番５号、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町1542番地の４
破産者　西田　愼一
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市刀出10番地３
破産者　長谷川良夫
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５２号
奈良市神功３丁目15番地の12　ウッディシャルマン高の原12―Ａ、申立時の住所奈良県生駒市真弓３丁目９番17号
破産者　岡田　　徹
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
島根県松江市大庭町1389番地１県営住宅八重垣団地６―646号、前住所松江市竹矢町158番地５
破産者　松本　正道
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５４８号
広島市佐伯区観音台４丁目６番６号
破産者　平塩　芳美
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５０号
北海道富良野市春日町14番15号
破産者　沼田香月子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
群馬県高崎市箕郷町矢原44番地７　ＳＫアパートＢ
破産者　松田　公夫
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１５４号
横浜市神奈川区七島町100番地　今井荘
破産者　楠田　裕久
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部